

全項目評価書の主な変更内容（固定資産税・都市計画税に関する事務）

1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

(1) システム 4 「eLTAX」を「eLTAX 審査システム」に改める。

○変更の理由

本来機能が異なる「eLTAX」内の複数のシステムを一括して「eLTAX」と記載していたが、記載事項を明確化するため、詳細な内容を記載することとする。

(2) 情報提供ネットワークシステムによる情報連携を新規に実施する。

○変更の理由

固定資産税の減免に関する事務において納税義務者に係る生活保護実施関係情報を利用することができること定められたため（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号）第 20 条第 1 項第 5 号の改正による。）。

2 特定個人情報ファイルの概要

提供先に「地方税共同機構」を追加

○変更の理由

個人事業主が「eLTAX システム」を利用して初めて固定資産税（償却資産）の申告をした際、地方税共同機構（eLTAX システムを運営する地方共同法人）が申告書に記載された個人番号が当該個人の個人番号であることを確認するために、市が地方税共同機構に当該個人の確認済みの個人番号を一度提供する必要がある（以後の申告では、当該提供された個人番号により確認を行う。）。